ひとり親家庭等のみなさまへ

# 「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和６年11月１日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第３子以降の加算額が引き上げられます。

## １．所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

例えば、お子様１人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円に引き上げられます（収入ベースによる算定）。

| 扶養する児童等の数 | 全部支給となる所得限度額（受給資格者本人の前年所得） | | | | 一部支給となる所得限度額（受給資格者本人の前年所得） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収入ベース | | 所得ベース | | 収入ベース | | 所得ベース | |
| | これまで | R6.11月分から | これまで | R6.11月分から | これまで | R6.11月分から | これまで | R6.11月分から |
| ０ | 1,220,000 | 1,420,000 | 490,000 | 690,000 | 3,114,000 | 3,343,000 | 1,920,000 | 2,080,000 |
| １人 | 1,600,000 | 1,900,000 | 870,000 | 1,070,000 | 3,650,000 | 3,850,000 | 2,300,000 | 2,460,000 |
| ２人 | 2,157,000 | 2,443,000 | 1,250,000 | 1,450,000 | 4,125,000 | 4,325,000 | 2,680,000 | 2,840,000 |
| ３人 | 2,700,000 | 2,986,000 | 1,630,000 | 1,830,000 | 4,600,000 | 4,800,000 | 3,060,000 | 3,220,000 |
| ４人 | 3,243,000 | 3,529,000 | 2,010,000 | 2,210,000 | 5,075,000 | 5,275,000 | 3,440,000 | 3,600,000 |
| ５人 | 3,763,000 | 4,013,000 | 2,390,000 | 2,590,000 | 5,550,000 | 5,750,000 | 3,820,000 | 3,980,000 |

## 2. 第3子以降の加算額の引上げ

第３子以降の加算額が引き上げられ、第２子の加算額と同額になります。

これまで…
全部支給　6,450円
一部支給　6,440円～3,230円
（所得に応じて決定されます）

→

R6.11月分から
全部支給　10,750円
一部支給　10,740円～5,380円
（所得に応じて決定されます）

令和６年11月分の手当から所得限度額および加算額の引上げが適用されますが、同年11月分および12月分の手当については、２か月分の支給月である令和７年１月に支払われます。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係　☎４８２-２９３５（課直通）

# 令和７年度の入園受付を開始します

町立川湯保育園、認定こども園ましゅうへの令和７年度入園受付を開始します。

▶**申請書類配布・受付**：役場健康こども課こども支援係、川湯保育園、認定こども園ましゅう
▶**申込期間**：10月15日㈫～11月15日㈮
▶**必要書類**：申請書（全申込者）
就労証明書等の保育の必要がわかる書類（２号・３号）
※受付締切終了後に入園を希望される場合や令和７年度、出産後に入園の予定のある方は、事前にこども支援係へご相談ください。
※募集の詳細については、町ホームページをご確認ください。

▶**令和７年度入園手続き**

| 時期（予定） | 新　規　入　園 | 在　園　児 |
|---|---|---|
| 10月15日㈫ | 入園申込み受付開始<br>**１号・２号・３号：役場へ** | 現況届、証明書類などの提出<br>**１号：認定こども園ましゅうへ提出**<br>**２号・３号：各施設または役場へ提出** |
| 11月28日㈭ | 入園者面接　　川湯保育園（２号・３号認定）<br>※認定こども園入園者への面接は申請書受付時に行います。 | |
| ２～３月 | 入園決定、利用契約 | |

※１号認定：教育認定　２号・３号認定：保育認定

問い合わせ先
役場健康こども課こども支援係☎４８２-２９３５（課直通）
川湯保育園☎４８６-９１０１　　認定こども園ましゅう☎４８２-２４４４

# 家庭に子どもを迎え入れませんか

**里親とは**　さまざまな事情で家庭で暮らせなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情を持って養育してくださる方々のことです。

**里親には４つの種類があります**

**養育里親**
保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(要保護児童)を養育する里親

**専門里親**
児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童など、特に専門的な支援が必要な児童を養育する里親

**養子縁組里親**
養子縁組によって養親となることを希望する里親

**親族里親**
要保護児童の両親などが死亡、行方不明または拘禁などのため、扶養義務者およびその配偶者である親族が養育する里親

▶**里親になるための要件**
里親になるための要件なるために、特別な資格は必要ありません。ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

①要保護児童の養育に係る理解と熱意、児童への豊かな愛情を有していること
②経済的に困窮していないこと(親族里親は除く)
③北海道が行う所定の研修を修了していること
④本人またはその同居人が、欠格事由に該当しないこと

問い合わせ先／釧路児童相談所 釧路市桜ヶ岡1丁目4-32☎０１５４-９２-３７１７